

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	源泉徴収関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香芝市は、源泉徴収票及び支払調書発行事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

## 評価実施機関名

香芝市長

## 公表日

令和6年10月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収関係事務
②事務の概要	所得税法等に基づき、報酬等の所得を支払う者が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付する事務である。また、復興特別所得税においても、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した所得税と併せて納付する制度となっている。本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ・所得税法による報酬等に係る源泉徴収及び支払調書の提出等に関する事務
③システムの名称	源泉徴収管理システム 公会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
支給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条、第19条及び別表の57の項 2. 国税通則法(昭和37年法律第66号)・第124条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等) 3. 所得税法(昭和40年法律第33号)第194条(給与所得者の扶養控除等申告書)第1項等、税務関係書類に個人番号の記載を求める規定 4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第30条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香芝市役所 会計課 639-0292奈良県香芝市本町1397 問い合わせ先電話番号0745-76-2001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香芝市役所 会計課 639-0292奈良県香芝市本町1397 問い合わせ先電話番号0745-76-2001
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
[ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か ]	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
[ 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か ]	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
[ 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か ]	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ○ ]委託しない		
[ 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か ]	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
[ 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か ]	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
[ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か ]	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
[ 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か ]	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---------------------------------------------------

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)及び「特定個人情報の漏えい等の防止について」(令和6年6月個人情報保護委員会)を参考にし、申請者からを徴収したマイナンバーの真生性確認の徹底、源泉徴収システムに登録する際の複数職員での確認、特定個人情報を含む書類の金庫保管など人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

## 9. 監査

実施の有無	[ <input type="checkbox"/> 自己点検 ]	[ <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 ]	[ <input type="checkbox"/> 外部監査 ]
-------	-----------------------------------	----------------------------------------------	-----------------------------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---------------------------------------------------------

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策		[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「香芝市情報セキュリティ実施手順」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」(平成26年12月18日個人情報保護委員会)を遵守し、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため安全管理措置を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップ体制を構築している。 また、「特定個人情報を取り扱う際の注意ポイント」(令和6年6月個人情報保護委員会)に記載されている漏洩事例やヒヤリハット事例を踏まえ、特定個人情報の含む書類の金庫保管や情報提供時の複数職員による確認、USB等の外部記憶媒体での保管を行わないなどの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・毀損リスクへの対策は「十分である」と考える。

变更箇所